

鹿教保第173号
鹿教義第1016号
鹿教高第79号
鹿教教第216号
令和8年6月29日
〔保健体育課・義務教育課・
高校教育課・教職員課扱い〕

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の策定
について（通知）

部活動改革については、令和5年5月に県教育委員会において「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、各市町村等において取組を進めていただいたところです。

このたび、県教育委員会では、「鹿児島県部活動の在り方等に関する方針（平成31年3月）」、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和5年5月）」を統合した上で全面的に改定し、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」に則り、本県の「鹿児島県学校部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下、「本方針」という。）を策定しました。

ついては、下記の内容等を踏まえ、学校部活動の適切な運営及び休日の学校部活動の地域展開等が図られるよう御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本方針については、関係する首長部局及びその関係団体等についても周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 本方針は、令和8年度以降の地域展開等の県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものです。また、本方針では、学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組や留意事項等についても示しています。
- 2 各市町村等におかれましては、本方針に基づき、部活動の地域展開や、学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた部活動改革を進めていただくようお願いいたします。その際、国が作成している地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱や兼職兼業の許可に関する要綱のひな型を御活用の上、速やかに関係規程等の整備等を進めていただくようお願いいたします。
- 3 また、子供たちにとって身近で安全・安心に活動できる学校施設について、地域クラブ活動においても優先的な利用等が認められるよう格別の御配慮をお願いいたします。加えて、地域クラブ活動及び学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組の徹底をお願いいたします。

- 4 本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の活動を主な対象とするものですが、国立・私立の中学校や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本方針を参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めていくことが望まれます。
- ただし、「Ⅱ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものです。
- なお、高等学校については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する必要があります。

【添付資料】

- 添付 1 「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の概要
- 添付 2 「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の本体

【参考】

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(令和 7 年 12 月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

【連絡先】

○本方針に関すること
○中学校・高等学校の運動部活動に関すること
保健体育課 学校体育安全係 担当：外
電話 099-286-5314
mail:gakutai@pref.kagoshima.lg.jp
○中学校の文化部活動に関すること
義務教育課 企画調査係 担当：濱川
電話 099-286-5298
mail:kikakuchousa@pref.kagoshima.lg.jp

○高等学校の文化部活動に関すること
高校教育課高校教育係 担当：道永
電話 099-286-5309
mail:ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp
○公立学校の教師等の兼職兼業に関すること
教職員課小中学校人事管理係 担当：川上
電話 099-286-5268
mail:shouchuj@pref.kagoshima.lg.jp
教職員課県立学校人事管理係 担当：飯野
電話 099-286-5270
mail:kenrituj@pref.kagoshima.lg.jp

鹿教保第173号
鹿教義第1016号
鹿教高第79号
鹿教教第216号
令和8年6月29日
〔保健体育課・義務教育課・
高校教育課・教職員課扱い〕

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の策定
について（通知）

県教育委員会では、「鹿児島県部活動の在り方等に関する方針（平成31年3月）」、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和5年5月）」を統合した上で全面的に改定し、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」に則り、本県の「鹿児島県学校部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下、「本方針」という。）を策定しました。

ついては、下記の内容等に留意していただき、引き続き、貴校における「部活動の方針」に沿って、学校部活動の適切な運営をお願いします。

記

- 1 本方針は、令和8年度以降の地域展開等の県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものです。また、本方針では、学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組や留意事項等についても示しています。
- 2 本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の活動を主な対象とするものですが、国立・私立の中学校や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本方針を参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めていくことが望まれます。
ただし、「Ⅱ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものです。
なお、高等学校については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する必要があります。

【添付資料】

添付1 「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の概要

添付2 「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の本体
【参考】

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(令和7年12月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

【連絡先】

- | | |
|--|------------------------------------|
| ○本方針に関すること | ○高等学校の文化部活動に関すること |
| ○中学校・高等学校の運動部活動に関すること | 高校教育課高校教育係 担当：道永 |
| 保健体育課 学校体育安全係 担当：外 | 電話 099-286-5309 |
| 電話 099-286-5314 | mail:ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp |
| mail:gakutai@pref.kagoshima.lg.jp | ○公立学校の教師等の兼職兼業に関すること |
| ○中学校の文化部活動に関すること | 教職員課小中学校人事管理係 担当：川上 |
| 義務教育課 企画調査係 担当：濱川 | 電話 099-286-5268 |
| 電話 099-286-5298 | mail:shouchuj@pref.kagoshima.lg.jp |
| mail:kikakuchousa@pref.kagoshima.lg.jp | 教職員課県立学校人事管理係 担当：飯野 |
| | 電話 099-286-5270 |
| | mail:kenrituj@pref.kagoshima.lg.jp |

※本文書の分類基準表上の分類番号：「G-8-3（地域スポーツ・文化活動推進事業）」

令和 8 年 6 月 29 日

総務部学事法制課長 殿

教育庁保健体育課長
教育庁義務教育課長
教育庁高校教育課長
教育庁教職員課長

「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の策定
について（通知）

県教育委員会では、「鹿児島県部活動の在り方等に関する方針（平成 31 年 3 月）」、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和 5 年 5 月）」を統合した上で全面的に改定し、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 12 月）」に則り、本県の「鹿児島県学校部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下、「本方針」という。）を策定しましたので通知します。

〈留意すべき点〉

- ・ 本方針は、令和 8 年度以降の地域展開等の県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものです。また、本方針では、学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組や留意事項等についても示しています。
- ・ 本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本方針を参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めていくことが望まれます。
ただし、「Ⅱ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものです。
なお、高等学校については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する必要があります。

【添付資料】

添付 1 「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の概要

添付 2 「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の本体

【参考】

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
（令和 7 年 12 月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

【連絡先】

○本方針に関すること

○中学校・高等学校の運動部活動に関すること
保健体育課 学校体育安全係 担当：外
電話 099-286-5314

mail:gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

○中学校の文化部活動に関すること

義務教育課 企画調査係 担当：濱川
電話 099-286-5298

mail:kikakuchousa@pref.kagoshima.lg.jp

○高等学校の文化部活動に関すること

高校教育課高校教育係 担当：道永
電話 099-286-5309

mail:ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp

○公立学校の教師等の兼職兼業に関すること

教職員課小中学校人事管理係 担当：川上
電話 099-286-5268

mail:shouchuj@pref.kagoshima.lg.jp

教職員課県立学校人事管理係 担当：飯野
電話 099-286-5270

mail:kenrituj@pref.kagoshima.lg.jp